

令和3年度 内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

知事の事務部局における内部統制の整備及び運用について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「国ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月1日）を策定し、当該方針に基づき「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制体制を整備及び運用しています。

内部統制を導入することで、重大な不祥事等の原因であるリスクの発生を未然に防止し、県民に信頼される行政運営の確立に取り組んでいます。

2 評価手続

知事部局において、国ガイドラインに基づき、「財務に関する事務」及び「適正な管理及び執行を確保する必要がある事務」に係る内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

評価項目 : 内部統制体制及び業務レベルの内部統制

評価対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日

評価基準日 : 令和4年3月31日

3 評価結果

内部統制体制及び業務レベルの内部統制の整備・運用状況について評価した結果、本県の内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

(1) 内部統制体制について

全庁的な内部統制体制について、6項目（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）を対象として評価を行いました。

それぞれ適切に整備（取組等）されているため、有効と判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制について

個別事務について、下記の項目を対象として評価を行いました。

評価にあたり、まず、業務に係るリスクの洗い出し、分析・評価、対応策の整備状況について確認を行いました。

		全庁的リスク 全所属または多くの所属において発生する可能性があるもの	個別リスク 特定の所属固有の業務において発生する可能性があるもの
財務に関するもの	57項目	48項目	9項目
文書の管理・情報の管理に関するもの	16項目	9項目	7項目
(合計)	73項目	57項目	16項目

次に、各所属における自己点検の結果、推進部局による検証、関連文書の閲覧等を実施することにより、評価部局において評価を実施しました。

多くの所属においては内部統制制度に基づく取組の中で、対応策が適切に実施されていることを確認しましたので、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、約8ヶ月に及ぶ支払事務処理の遅滞、児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いの特に注意すべき不備が発生しました。このことについては、既に各所属において再発防止策を講じておりますが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう県庁全体として取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

約8ヶ月に及ぶ支払事務処理の遅滞、児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いの特に注意すべき不備については、各所属において速やかに原因の確認や再発防止策に取り組むとともに、対象部局においても注意喚起を促す取組を行うなど、関係各課において適切な対応が実施されていることを確認しました。

また、内部統制推進会議や幹事会を通じて、リスクの未然防止や再発防止を呼びかけ、各所属においては内部統制推進員が中心となり、内部統制が適切かつ効果的に機能するよう、制度の周知や推進に取り組んでいます。

令和4年6月30日 宮崎県知事 河野 俊嗣